

## 国内株式積立取引約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する国内株式（上場投資信託（ETF）、指数連動証券（ETN）、不動産投資信託（REIT））を含みます。（以下同様。）の積立買付取引（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### (本サービスの内容)

第2条 本サービスでは、当社はおお客様の事前の指定内容に基づき、定期的に、お客様が事前に指定した一定の金額に相当する株式又は、お客様が事前に指定した一定の株数の国内株式を買付いたします。

### (取引の申込)

第3条 お客様は、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により本サービスを申し込むものとし、当社の定める要件を充たした申込につき、当社が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとします。なお、お客様が本サービスを利用するには、あらかじめ当社に総合証券取引口座を開設している必要があります。

- 2 本サービスのご利用に際しては、本約款のほか、当社所定の方法によるお申込みが別途必要となる場合があります。本サービスのご利用の際に併せてお客様が希望される取引及びサービスの種類、内容において、当該取引及びサービスにかかる約款、取扱規定、説明書又は当社ウェブサイト（以下「約款等」といいます。）に別途定めがある場合は、本サービスにかかる約款等よりも当該取引及びサービスにかかる約款等の定めが優先されるものとし、お客様のお申込みに対して当社が承諾した場合に限り、お取引又はサービスのご利用が可能となります。
- 3 当社は、本サービスの利用において、取引残高報告書、契約締結前交付書面（上場有価証券等に関する説明書）等の法定書面を電子又は郵送による方法にて交付します。

### (対象銘柄の選定)

第4条 本サービスにおいて、お客様が買付けできる国内株式は、当社が選定する銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。対象銘柄は、随時、当社のウェブサイトで確認できます。

(取引単位)

第5条 本サービスにおける取引単位は、次のとおりです。

(ア) 当社が別途提供する「かぶミニ」(単元未満株取引)の取扱い銘柄(寄付取引を提供している銘柄に限ります。リアルタイム取引のみ提供している銘柄は含まれません。)

・ 1株(1単位)以上、その整数倍

(イ) (ア)以外の銘柄

・ 1単元以上、その整数倍

※単元とは、東京証券取引所又は名古屋証券取引所における売買単位として定められた株数をいいます。また、1単元に満たない株数の取引を単元未満株取引といいます。

(対象銘柄の指定)

第6条 お客様は、対象銘柄の中から、本サービスにおいて買付を行う銘柄を指定し、当社所定の方法により取引を申込みものとします(以下、お客様の指定された銘柄を「指定銘柄」といいます。)

(買付日、買付数量・金額等の設定)

第7条 お客様は、毎月一定の日(以下「買付日」といいます。)に、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で、指定銘柄の買付数量又は買付金額を設定し、当該銘柄の買付を行うよう申し込むものとします。

2 お客様は、当社の定める範囲内で特定月に買付数量または買付金額を増額するよう申し込むことができます。

(金銭の払込)

第8条 お客様は、指定銘柄の買付に必要な金銭を総合証券取引口座の預り金から支払うものとします。

(指定銘柄の買付)

第9条 当社は、お客様が申し込まれた内容に従い、以下に掲げる方法により指定銘柄の買付(以下「定時買付」といいます。)を行うこととします。

① 買付数量を指定した場合

買付日に、指定した株数分の買付注文を発注します。

② 買付金額を指定した場合

買付日に、指定した買付金額の範囲内で買付可能な株数分（1株未満切捨て）の買付注文を発注します。

- 2 定時買付注文の株数が1単元超であり、かつ単元未満株を含む株数である場合、単元株の注文と単元未満株取引の注文をそれぞれ発注します。なお、その際の概算約定金額は各注文ごとに計算します。
- 3 指定銘柄が「かぶミニ(単元未満株取引)」の対象銘柄ではない場合、単元の整数倍のみ（1単元未満は切り捨て）の注文を行います。このとき、買付予定株数が1単元未満の場合、発注はされません。
- 4 当社は、当社が定める方法により計算した概算約定金額（単元株に相当する部分については指定銘柄の注文作成時点での、ストップ制限値幅の上限値を約定値として計算した金額に第10条に掲げる手数料およびその消費税を加算した金額、単元未満株に相当する部分については指定銘柄の注文作成時点での、ストップ制限値幅の上限値に所定のスプレッドを加算し1円未満を切り上げたものを約定値として計算した金額に第10条に掲げる手数料およびその消費税を加算した金額）が、お客様の買付余力（総合証券取引口座の預り金のうち、本サービスに充当することが可能な金額を言います。以下同じ。）の範囲内である場合に限り定時買付注文を行います。このため、金額指定における買付けは、注文作成時点の時価で計算した場合と比べ、少ない株数となります。
- 5 前項にかかわらず、買付日における指定銘柄の株価の急激な変動により、約定金額がお客様の指定した買付金額又は口座の買付余力を超過する場合があります。定時買付にともないお客様の口座に不足金が発生した場合、総合証券取引約款の規定に従い処理するものとします。

（取引手数料）

第10条 本サービスにかかる取引手数料は以下のとおりとします。

定時買付注文の株数に応じて、下記各号の定めに従って計算し、それらの合算額をお支払い（お客様指定口座からの引落しの方法による支払を含みます。）いただきます。

- ① 単元未満株に相当する部分は、別途お客様に交付済みの「上場有価証券等に関する説明書」（金融商品取引法第37条の3に掲げる契約締結前交付書面を言います。以下同じ。）にて記載の単元未満株の店頭取引における取引手数料
- ② 単元株に相当する部分は、「上場有価証券等に関する説明書」にて記載の日本株式の現物取引における売買手数料のお客様が選択されたコースの取引手数料

(取引及び残高の通知)

第11条 当社は、本サービスにかかる取引明細及び残高明細の通知を取引残高報告書等により行います。

(設定内容の変更)

第12条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申し込み内容の変更を行うことができます。

(買付の停止)

第13条 当社は、第9条に拘わらず、次の各号に該当した場合は原則として本サービスの定時買付注文を停止します。

- ① 指定銘柄の買付に必要な概算約定金額に対し、お客様の総合証券取引口座の買付余力が不足している場合（指定銘柄の1株あたりの最低買付金額に対して、お客様が設定した内容における買付金額が不足している場合は、発注を行いません）
  - ② お客様が買付の申し込みを取り消した場合
  - ③ 非課税口座（NISA 口座）での買付において、予めお客様にご指定いただいた買付金額が非課税買付可能額を超過している場合
  - ④ 非課税口座（NISA 口座）での買付において、非課税口座区分が変更された場合
  - ⑤ 内部者登録を行っている銘柄が指定銘柄である場合
  - ⑥ 指定銘柄の発行済み株数5%超過する注文となる場合
  - ⑦ 指定銘柄が対象銘柄から外れた場合
  - ⑧ 指定銘柄の終値がない場合
- 2 前項に基づき、当社が定める一定回数以上、定時買付が行われなかった場合、当社は、以降のお客様の定時買付注文を停止するものとします。詳細につきましては、当社ウェブページをご参照ください。
- 3 当社が定める一定回数以上、連続して定時買付金額が一定額を下回った場合、当社は、以降のお客様の定時買付注文を停止するものとします。詳細につきましては、当社ウェブページをご参照ください。
- 4 当社は、お客様から届出事項又はその変更についてお届けがない場合には、以後の定時買付及び新たな指定銘柄の定時買付の申込受付を停止するなど、当社の判断でお客様のお取引の全部又は一部を制限することができます。
- 5 金融商品取引所が取引を停止した場合などにおいて、当社の判断により指定銘柄の買付注文の受託を停止し、又は取消す場合があります。この場合には、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/domestic/saving/rule/>

(コーポレートアクションによる申込内容の変更)

第14条 指定銘柄にコーポレートアクション（株式併合、株式分割、株式割当、スピンオフ、企業買収等）が発生した場合には、当社は、当社の裁量で、お客様が設定している申込内容の変更又は解除を行うことができます。詳細につきましては、当社ウェブページをご参照ください。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/domestic/saving/rule/>

(対象銘柄の除外)

第15条 対象銘柄が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。なお、この場合には、遅滞なく当社ウェブページに当該除外を掲載します。

- ① 当該対象銘柄が上場廃止、吸収合併等で、存続しなくなった場合
- ② その他当社が必要と認める場合

(他の規定等の準用)

第16条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「国内有価証券単元未満株取引約款」、その他の規定、約款により取り扱うものとします。

(解約)

第17条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合（総合証券取引約款第53条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません。）
- ③ お客様が当社の総合証券取引口座を解約された場合
- ④ お客様の指定銘柄が第13条の規定に従い対象銘柄から除外され、他の指定銘柄の申込みがされていない場合
- ⑤ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑥ 当社が本サービスを営むことが出来なくなった場合

(本約款の変更)

第18条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の

規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2023年6月)